

○盛岡・紫波地区環境施設組合職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則

令和 2 年10月28日規則第11号

盛岡・紫波地区環境施設組合職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和58年紫波郡環境施設組合規則第 5 号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この規則は、盛岡・紫波地区環境施設組合一般職の職員の給与及び旅費に関する条例（令和 2 年盛岡・紫波地区環境施設組合条例第 6 号）第 2 条及び第 6 条の規定に基づき、職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関し必要な事項を定めるものとする。

（初任給、昇格、昇給等）

第 2 条 職員の初任給、昇格、昇給等に関しては、別に定めがあるものを除き、初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和46年矢巾町規則第13号）の適用を受ける職員の例による。

（補則）

第 3 条 この規則に定めるもののほか、職員の初任給、昇格、昇給等について必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この規則は、令和 2 年10月28日から施行し、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。